

貯蓄預金規定

第1条 取扱店の範囲

この預金は、当店のほか当組合本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。この預金を当店以外の店舗で払戻す場合には、所定の限度額とします。

第2条 証券類の受入れ

1. この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券でただちに取立のできるもの（以下「証券類」という）を受入れます。
2. 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当組合は白地を補充する義務を負いません。
3. 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続きを済ませてください。
4. 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
5. 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

第3条 振込金の受入れ

1. この預金口座には、為替による振込金を受入れます。なお、預金口座の状態などで、振込金を受入れない場合があります。これにより生じた損害については、当組合は責任を負いません。
2. この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

第4条 受入証券類の決済、不渡り

1. 証券類は、受入店で取立て、不渡返還时限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、通帳の摘要欄に記載します。
2. 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合はただちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を貯蓄預金元帳から引落し、その証券類は当店で返却します。
3. 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続きをします。

第5条 預金の払戻し

1. この預金を払戻すときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して預金通帳とともに提出してください。
2. 前1項に定める記名押印は、個人である預金者本人による手続きの場合に限り、当組合が認めたときは、本人の署名によってこれに替えることができます。
3. 前項の払戻し手続きに加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

第6条 払戻回数超過手数料…Ⅰ型〈基準残高30万円〉の場合のみ

1. 每月1日から月末日までの1か月間に5回をこえて払戻しをするときは、その回数を超えるそれぞれの払戻しについて、当組合所定の払戻回数超過手数料をいただきます。
2. 前項の払戻回数超過手数料は、預金の払戻し時に払戻請求書なしでこの預金口座から自動的に引落します。この場合、払戻回数超過手数料金額と払戻請求金額との合計額が払戻すことのできる金額を超えるときは、その払戻しはできません。

第7条 自動支払い等

この預金口座からは、前条の払戻回数超過手数料を除き、各種料金等の自動支払いをすることはできません。また、この預金口座を給与、年金、配当金および公社債元利金の自動受取口座として指定することはできません。

第8条 利息

1. この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。以下同じです。）1,000円以上について付利単位を1円として、次項の利率によって計算のうえ、毎年3月と9月の当組合所定の日に、この預金に組入れます。
2. この預金の利息を計算するときの基準となる預金残高（以下「基準残高」といいます。）はⅠ型の場合は30万円、Ⅱ型の場合は10万円とし、適用する利率は次のとおりとします。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。
 - (1) 每日の最終残高が基準残高以上となった期間
当該期間における店頭表示の「基準残高以上利率」
 - (2) 每日の最終残高が基準残高未満となった期間
当該期間における店頭表示の「基準残高未満利率」

第9条 届出事項の変更、通帳の再発行等

1. 預金通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、ただちに書面によって当店に届出ください。
2. 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の前に生じた損害については、当組合に過失がある場合を除き、当組合は責任を負いません。
3. 預金通帳または印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約または通帳の再発行は、当組合所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
4. 預金通帳を再発行（汚損等による再発行を含みます。）する場合には、当組合所定の手数料をいただきます。

第10条 成年後見人等の届出

1. 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、ただちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出ください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出ください。
2. 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人が選任された場合には、ただちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出ください。
3. すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人が選任されている場合にも、前2項と同様に当店に届出ください。
4. 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に当店に届出ください。
5. 前4項の届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

第11条 印鑑照合等

1. 払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めたほか印鑑使用者が正当な権限を有しないと判断される特段の事由がないと当組合が過失なく判断して取扱った場合は、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。
なお、個人の預金者は、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、後記第12条により補てんを請求することができます。
2. 第5条第2項に基づき届出の印章の押印を受けなかった場合においても、払戻請求書が本人によ

って作成されたことを本人確認書類の提示を受けることにより相当の注意をもって確認し、本人による請求に相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

第12条 盗難通帳による払戻し等

1. 個人の預金者は、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻し（以下、本条において「当該払戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当組合に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - (1) 通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当組合への通知が行われていること
 - (2) 当組合の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
 - (3) 当組合に対し、警察署に被害届を提出していること、その他の盗難にあったことが推測される事實を確認できるものを示していること
2. 前1項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当組合は、当組合へ通知が行われた日の30日（ただし、当組合に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合には、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前日の以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。
ただし、当該払戻しが行われたことについて、当組合が善意無過失であることおよび預金者に過失（重過失を除く）があることを当組合が証明した場合には、当組合は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
3. 前1項及び2項の規定は、前1項にかかる当組合への通知が、この通帳が盗取された日（通帳が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
4. 前2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当組合が証明した場合には当組合は補てんしません。
 - (1) 当該払戻しが行われたことについて当組合が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
 - ① 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
 - ② 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
 - ③ 預金者が、被害状況についての当組合に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
 - (2) 通帳の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じまたはこれに付隨して行われたこと
5. 当組合が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、前1項にもとづく補てんの請求には応じることができません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者またはその他の第3者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合には当該返還を受けた額の限度において、不正払戻しにより被った損害について本人が保険金を請求できる場合には当該請求ができる保険金相当額の限度において、同様とします。
6. 当組合が前2項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。
7. 当組合が前2項の規定により補てんを行ったときは、当組合は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳により不正な払戻しを受けた者その他の第3者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

第13条 譲渡、質入れ等の禁止

1. この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

2. 当組合がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当組合所定の書式により行います。

第14条 反社会的勢力との取引拒絶

この預金口座は、第16条第3項第1号および第2号の各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第16条第3項第1号および第2号の各号の一にでも該当する場合には、当組合はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

第15条 取引の制限等

1. 当組合は、預金者情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
2. 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダーリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
3. 1年以上利用のない預金口座は、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
4. 日本国籍を保有せず住留期限がある預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当組合の指定する方法によって当店に届出ください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当組合は、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することができます。
5. 前4項に定めるいすれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダーリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は当該取引の制限を解除します。

第16条 解約等

1. この預金口座を解約する場合には、預金通帳および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。
2. 次の各号の一にでも該当した場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することにより預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった氏名、住所に宛てて発信した時に解約されたものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当組合は責任を負いません。また、この解約により当組合に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
 - (1) この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - (2) この預金の預金者が第13条第1項に違反した場合
 - (3) この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められた場合
3. 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に解約の通知をすることによりこの預金口座を解約することができるものとします。
 - (1) 預金者がこの預金の申込時にした表明・確約に関する虚偽の申告をした場合
 - (2) 預金者が、次に掲げる属性要件に該当することが判明した場合、および行為要件に該当する行為を行った場合。
＜属性要件＞
暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロもしくは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、「暴力団員等」という。）に該当し、または次の各号に該当すること。
① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。

- ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもつてするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

〈行為要件〉

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為
- ⑤ その他本号に準ずる行為

4. この預金が、当組合が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令にもとづく場合にも同様にできるものとします。

5. 次の各号の一にでも該当した場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった氏名、住所に宛てて発信した時に解約されたものとします。

- (1) この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合
- (2) この預金の預金者が第13条1項に違反した場合
- (3) この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- (4) 当組合が法令で定める本人確認等の確認を行なうにあたって預金者について確認した事項または前条第1項もしくは第3項の定めにもとづき預金者が回答または届出た事項について、預金者の回答または届出が虚偽であることが明らかになった場合
- (5) この預金がマネー・ローンダーリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
- (6) 前条第1項から第4項までに定める取引等の制限が1年以上に渡って解消されない場合
- (7) 上記(1)から(6)までの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当組合からの確認の要請に応じない場合

6. 前3項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当組合は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

第17条 通知等

届出のあった氏名、住所に宛てて当組合が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第18条 保険事故発生における預金者からの相殺

- 1. この預金は、当組合に預金保険法の定めによる保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当組合に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当組合に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- 2. 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。

- (1) 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印してただちに当組合に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務が預金者自身の債務である場合にはその債務から、また、当該債務が第三者の当組合に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
- (2) 前号の充当の指定のない場合には、当組合の指定する順序方法により充当いたします。
- (3) 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
3. 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日までとして、利率、料率は当組合の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等については当組合の定めによるものとします。
4. 相殺する場合の外国為替相場については当組合の計算実行時の相場を適用するものとします。
5. 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当組合の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

第19条 規定の変更

1. 本規定の各条項は、預金者の一般の利益に適合するときまたは変更が契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更にかかる事情に照らして合理的なものである場合には、変更することができるものとします。
2. 前項により本規定の条項を変更する場合は、本規定の条項を変更すること、その内容および変更の効力発生時期を、当組合のホームページに掲載します。
3. 前項に定める変更の効力発生時期は、当組合のホームページの掲載により預金者が変更を周知するのに必要な期間を経過した後の時期を定めるものとします。

以上

令和3年10月1日 現在